

埼玉県難病患者等訓練事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、障害者の福祉の増進を図るため、難病患者若しくは障害者に対して、作業訓練を行い、又は、教育等の相談・研修に応じる団体に対し、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 埼玉県難病患者等訓練事業（以下「事業」という）の実施主体は、県内の障害者団体で、知事が適当と認めたものとする。

(補助対象事業)

第3条 この事業の補助対象は、次の事業とする。

- (1) はり絵、造形、七宝焼の作業指導訓練
- (2) 家庭でのしつけ、保育、進学対策、進路指導等の教育に関する相談・研修

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条の事業に要する経費とし、その経費に対する補助額は、毎年度、予算の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、毎会計年度に定め通知するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(指示、報告等)

第7条 知事は必要があると認めるときは、実施主体に対し事業の実施状況についての報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行うことができるものとする。

2 実施主体は、この事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、そ

の指示を受けるものとする。

(報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号によるものとし、その提出期限は、当該補助事業を実施した会計年度終了の日から30日以内とする。

(書類の整備等)

第9条 実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(実施上の注意)

第10条 実施主体は、当該事業遂行上知り得た個人の秘密はこれを順守するとともに、個人の人権を尊重しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、様式第4号に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成3年7月9日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

様式第 1 号

年度埼玉県難病患者等訓練事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者氏名

下記により、年度埼玉県難病患者等訓練事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 年度埼玉県難病患者等訓練事業費補助金所要額調書 (別紙 1)
- 3 年度埼玉県難病患者等訓練事業計画書 (別紙 2)
- 4 添付書類
 - (1) 年度歳入歳出予算書 (見込み) 抄本
 - (2) 年度事業計画書

別紙 1

年度埼玉県難病患者等訓練事業費補助金所要額調書

支 出 予 定 額			備 考
科 目	金 額	積 算	
計			

別紙2

年度埼玉県難病患者等訓練事業計画書

事業名	実施期間	事業内容

様式第2号

年度埼玉県難病患者等訓練事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県
難病患者等訓練事業費補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和
40年埼玉県規則第15号）第5条第1項により下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払い
- 3 条件
 - (1) 事業を中止又は廃止する場合には知事の承認を得なければならない。
 - (2) 補助金と事業に係る収入及び支出については証拠書類を整理し、かつ事業完了後5年間保管しておかななければならない。
 - (3) (1)～(2)までに掲げる条件に違反した場合、補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第3号

年度埼玉県難病患者等訓練事業費補助金事業実績報告書

第 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた
年度埼玉県難病患者等訓練事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する
規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 年度埼玉県難病患者等訓練事業費補助金精算書（別紙1のとおり）
- 4 年度埼玉県難病患者等訓練事業報告書（別紙2のとおり）
- 5 年度歳入歳出決算（見込み）書抄本

別紙 1

年度埼玉県難病患者等訓練事業費補助金精算書

支 出 済 額			備 考
科 目	金 額	積 算	
計	円	円	

様式第4号

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：
